平成2年4月1日高消本訓令第6号

改正

平成15年3月31日高消本訓令第1号 平成26年3月26日高消本訓令第2号

高砂市消防器具整備費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、初期消火の効果をあげるため消防器具を設置又は更新(以下「設置等」という。) しようとする自治会等に対し、その設置等に要する費用を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 消防器具 消火栓格納箱、消防用ホース、筒先及び消火栓開閉鍵をいう。
 - (2) 自治会等 自治会、町内会その他地域住民で組織するもの(法人又は個人の設置にかかる 従業員住宅、寮等の住民で組織するものを除く。)をいう。

(助成金の額)

- 第3条 助成金の額は、設置等に要する費用の3分の1の額(100円未満の端数は切り上げる。)で、 別表第1の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を超えない額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、自然災害又は盗難による場合には、助成金の額は、設置等に要する 費用の3分の2の額(100円未満の端数は切り上げる。)で、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ それぞれ同表の右欄に掲げる額を超えない額とする。

(助成金の交付)

第4条 助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規 則(昭和47年高砂市規則第16号)の規定を準用する。

(補則)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日高消本訓令第1号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日高消本訓令第2号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	助成金交付限度額
消火栓格納箱	7,000円
消防用ホース	15,000円
筒先	2,000円
消火栓開閉鍵	1,000円

備考

消防用ホースの助成については2本を限度とし、1本については7,500円を限度とする。

別表第2 (第3条関係)

区分	助成金交付限度額
消火栓格納箱	14,000円
消防用ホース	30,000円
筒先	4,000円
消火栓開閉鍵	2,000円

備考

消防用ホースの助成については2本を限度とし、1本については15,000円を限度とする。